

長柄町マスコットキャラクター「ながラン」デザイン等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長柄町マスコットキャラクター「ながラン」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「ながラン」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザイン使用マニュアル デザイン等の利用方法等について町が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

(使用の承認申請)

第3条 デザイン等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「ながラン」デザイン等使用承認申請書（別記第1号様式）に記入の上、企画書、申請者の概要がわかる書面、デザイン等の利用状況がわかる完成見本等（写真可）を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の承諾を要しない。

- (1) 町が使用するとき。
- (2) 町内の学校が教育目的で使用するとき。
- (3) 町が共催又は後援する行事に使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 町内の自治会等の組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (6) その他承認の手続きを必要としないと町長が認めるとき。

(使用の承認)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の個人又は団体等の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (4) 長柄町及びキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- (5) デザイン使用マニュアルに従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、町長がデザイン等の使用について不適当であると認めたとき。

- 2 町長は、前項の規定に基づき使用承認した場合は、「ながラン」デザイン等使用承認通知書（別記第2号様式）により申請者に通知し、使用承認しなかった場合は「ながラン」デザイン等使用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用期間）

第5条 デザイン等の使用承認期間は、使用を承認した日から当該使用を承認した日の属する年度の末日までを限度とする。

- 2 町長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用承認通知書に記載して通知する。

- 3 第1項に規定する期間の満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、当該期間の満了日までに改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第6条 第4条の規定により使用承認を受けた者は、デザイン等を使用する際は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された用途にのみ使用し、町長の指示する条件に従うこと。
- (2) 使用承認された権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (4) デザイン等を使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行うことにより、自己の権利を新たに設定し、又は登録する等著作権に関する自己の権利を主張しないこと。
- (5) 原則として、長柄町のキャラクターであることを明示すること。
- (6) 使用前に当該使用にかかる物品の完成見本を速やかに町に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (7) ながランデザイン使用マニュアルに基づき正しく使用すること。

（使用料）

第7条 デザイン等の使用料は、無料とする。

（使用状況の報告）

第8条 デザイン等を使用した者は、速やかに使用状況について、ポスター、ちらし、写真等の使用実績を町長に提出すること。

（使用承認の取消し）

第9条 町長は、デザイン等の使用が、この告示及び承認の内容に違反していると認めるとき又は不適当と認めたときは、当該デザイン等の使用承認を取り消すことができる。

- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、「ながラン」デザイン等使用承認取消通知書（別記第4号様式）により通知する。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認を受けて作成した物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。

(責任の制限)

第10条 使用承認の取消し等により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切その責任を負わないこととする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。